

## 足立区福祉サービス事業所職員家賃支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、区内の介護サービス事業所及び障がい福祉サービス事業所（以下「福祉サービス事業所」という。）を運営する法人に対し、予算の範囲内において、職員の家賃等の費用の一部を補助することにより、人材確保と定着を図ることを目的とする。

### (補助交付対象法人)

第2条 この要綱に基づく補助金（以下「本補助金」という。）の交付の対象となる法人（以下「補助交付対象法人」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす事業所（以下「対象事業所」という。）を運営するものとする。

(1) 第10条の規定による申請の日（以下「申請日」という。）において、介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく事業の指定を受けている事業所のうち、別表1に掲げる事業を行うものであること。

(2) 区内に所在する事業所であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの要件に該当する法人は、補助の対象としないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団であること。

(2) 法人の代表者又は役員のうち、暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は足立区暴力団排除条例（平成24年足立区条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団関係者に該当する者がいること。

(3) 申請日において、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法又はこれらの法律に基づく命令に違反する事実があること。

3 区長は、前項第1号及び第2号の事項について、必要に応じて、当該法人の代表者又は役員の同意を得て、警視庁及び各県警等に確認を行うものとする。

### (補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業は、補助交付対象法人が次条の補助対象職員に対し第5条の補助対象住居に係る賃借料等の一部を助成する事業とする。

### (補助対象職員)

第4条 この要綱に基づく補助の対象となる者（以下「補助対象職員」という。）は、補助交付対象法人に直接雇用され、当該法人が運営する対象事業所に従事する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 申請日の属する年度に新たに採用された者。ただし、既に本補助金の対象となった者については、適用しない。

(2) 申請日の属する年度において、満39歳以下の者。ただし、既に本補助金の対象となった者については、適用しない。

(3) 期間の定めのない労働契約を締結している者であって、別表2のいずれかに該当するものであること。

(4) 補助交付対象法人の役員ではない者

(補助対象住居)

第5条 本補助金の対象となる住居（以下「補助対象住居」という。）は、補助対象職員の名義で賃貸借契約をし、次条の補助対象経費を当該補助対象職員が支払っている民間賃貸住宅であって、当該住所に当該補助対象職員の住民票が存するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除く。

(1) 補助交付対象法人の役員、その親族等その他の利害関係者が所有する住居

(2) 補助対象職員、その親族等その他の利害関係者が所有する住居

2 補助交付対象法人は、第10条の交付申請を行う場合は、補助対象住居が前項各号に掲げる要件に該当しないことを事前に確認しなければならない。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、申請年度に要する賃借料、共益費（管理費）その他区長が特に必要と認める経費とする。

(利用限度)

第7条 補助交付対象法人は、同一の補助対象職員につき、補助対象職員が最初に本補助金の交付を受けた月から起算して5年まで本補助金の申請をすることができる。過去に、別の法人において本補助金の補助対象職員であった者については、当該法人が最初に本補助金の交付を受けた月から起算して5年とする。

(補助金額)

第8条 本補助金の額は、別表3に定める算定方法により算出した額とする。

2 前項の額に1,000円未満の端数がある場合は、1月ごとにその端数を切り捨てるものとする。

(補助条件)

第9条 補助交付対象法人は、補助対象職員の給与水準を低下させてはならない。ただし、業績に応じて変動する賞与等については、この限りでない。

2 補助交付対象法人は、職員の継続就労に努めるとともに、当該職員が、区が開講し、又は指定する研修の受講を希望する場合は、これを受講させるよう努めなければならない。

3 補助交付対象法人は、補助対象住居に入居する補助対象職員の居住実態を把握しなければならない。

(交付申請)

第10条 本補助金の交付を受けようとする法人（以下「申請法人」という。）は、足立区福祉サービス事業所職員家賃支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、別

に定める日までに区長に申請しなければならない。

- (1) 足立区福祉サービス事業所職員家賃支援事業計画書（第2号様式）
- (2) 補助対象職員が記載された勤務形態一覧表等
- (3) 補助対象職員が居住する住居の賃貸借契約書（写し）
- (4) 補助対象職員の雇用開始年月日が記載された雇用証明書
- (5) 足立区福祉サービス事業所職員家賃支援事業に係る法人確認書兼誓約書（第3号様式）
- (6) 足立区福祉サービス事業所職員家賃支援事業に係る補助対象職員同意書兼申告書（第4号様式）
- (7) 補助対象職員の住民票の写し（発行日から直近1か月以内のものであって、本籍及びマイナンバーが記載されていないものに限る。）。ただし、区内に住所を有する者で、本人の同意がある場合は、省略することができる。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

2 申請法人は、会計年度ごとに交付申請の手続を行わなければならない。

（交付決定）

第11条 区長は、前条の規定による交付の申請があったときは、当該申請書類の内容を審査し、適当と認める場合は、本補助金の交付を決定し、足立区福祉サービス事業所職員家賃支援事業補助金交付決定通知書（第5号様式）により申請法人に通知する。

2 前項の規定による審査により、適当と認められず、本補助金の交付をしない旨を決定した場合は、足立区福祉サービス事業所職員家賃支援事業補助金不交付決定通知書（第6号様式）により申請法人に通知する。

3 区長は、第1項の規定による交付決定に際し、条件を付すことができる。

（申請内容の変更及び申請の取下げ）

第12条 前条第1項の規定により交付決定を受けた法人（以下「交付決定法人」という。）は、第10条の規定により提出した書類の内容に変更が生じたときは、足立区福祉サービス事業所職員家賃支援事業補助金交付申請変更届出書（第7号様式）にその変更に係る書類を添えて、別に定める日までに区長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

3 申請法人は、申請を取り下げようとするときは、足立区福祉サービス事業所職員家賃支援事業補助金交付申請取下げ依頼書（第8号様式）を事情の変更が生じてから速やかに区長に提出しなければならない。

（実績報告及び請求）

第13条 交付決定法人は、足立区福祉サービス事業所職員家賃支援事業補助金実績報告書（第9号様式）及び次に掲げる書類並びに足立区福祉サービス事業所職員家賃支援事業補助金請求書兼口座振替依頼書（第10号様式）を四半期ごとの別に定める日までに、区長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象職員の給与明細書又は賃金台帳等（写し）

(2) その他区長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、実績報告書等の内容を審査し、その報告に係る補助対象事業の成果が本補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、足立区福祉サービス事業所職員家賃支援事業補助金確定通知書（第11号様式）により交付決定法人に通知する。

(支払)

第15条 区長は、前条の規定により補助金の額を確定した場合は、第13条の規定による請求に基づき支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 区長は、交付決定法人が次の各号のいずれかに該当するものと認めるときは、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 第12条第3項の規定により申請の取下げがあったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により本補助金の交付を受けたとき。

(3) 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこの要綱に違反したとき。

(4) その他区長が不相当と認めたとき。

(補助金の返還等)

第17条 区長は、前条の規定により本補助金の交付決定の取消しをした場合（前条第1号の事由により取消しをした場合を除く。）において、当該取消しに係る部分に関し、既に本補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による返還金に係る違約加算金及び延滞金は、次に掲げるとおりとする。

(1) 交付決定法人は、前条の規定により交付決定の全部又は一部が取り消され、本補助金の返還を命じられたときは、本補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(2) 交付決定法人は、本補助金の返還を命じられたにもかかわらず、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(報告)

第18条 区長は、必要があると認めるときは、補助対象事業の執行の状況等に関し、交付決定法人から報告を求めることができる。

(関係書類の保存)

第19条 交付決定法人は、この要綱に基づき作成し、又は収集した書類について、本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の終了後、5年間保存しなければならない。

(委任)

第20条 この要綱及び足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則（7足福障発第281号 令和7年4月18日 区長決定）

（施行期日）

1 この要綱は、決定の日から施行する。

（補助対象職員に関する経過措置）

2 令和7年度における第4条の規定の適用については、同条第1号中「申請日の属する年度」とあるのは「令和6年4月1日以降」と、同条第2号中「満34歳」とあるのは「満35歳」とする。

付 則（7足福障発第2303号 令和7年10月31日 区長決定）

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に改正前の足立区福祉サービス事業所職員家賃支援事業補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（7足福障発第3777号 令和8年3月23日 区長決定）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）対象事業

分類	サービス種別（介護関係）	サービス種別（障がい関係）
入所	介護医療院 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護	施設入所支援 共同生活援助 短期入所（単独型に限る。）
通所	短期入所生活介護 短期入所療養介護 看護小規模多機能型居宅介護 小規模多機能型居宅介護 通所リハビリテーション 通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護	生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 児童発達支援 放課後等デイサービス 地域活動支援センター
訪問・ その他	訪問介護 訪問看護 訪問入浴介護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 訪問リハビリテーション 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 特定福祉用具販売/貸与 地域包括支援センター	居宅介護等（居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護） 相談支援（計画相談支援、障害児相談支 援）

※同一の所在地で居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護を実施する対象事業所については、一つの事業所として取り扱う。

※同一の所在地で計画相談支援、障害児相談支援を実施する対象事業所については、一つの事業所として取り扱う。

別表 2 (第 4 条関係) 補助対象職員の要件

項番	要件
1	勤務時間が、法人が就労規則等で定める常勤職員が勤務すべき所定労働時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間以上の場合に限る。ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第23条第1項、同条第3項若しくは第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置又は厚生労働省が定める「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置が講じられている場合は、30時間以上の勤務時間でも可とする。)に達している者又は1日6時間以上、月20日以上常態的に継続して勤務し、かつ、第2条の対象事業所において、当該所定労働時間数の5割を超える勤務が認められる者
2	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第1項第1号又は第2号に規定する休業中の者
3	病気休暇中の者。ただし、病気休暇取得時に法人が就業規則等において病気休暇に係る制度を記載していることを必要とする。

別表 3 (第 8 条関係) 補助金の算定方法

補助対象経費	算定基準額等(千円未満切り捨て)
(1) 賃借料	1戸当たり本人負担額の1/2(月額上限3万円)
(2) 共益費(管理費)	① 東京都居住支援特別手当事業を含む他の地方公共団体等の家賃助成又は法人からの家賃助成等、本補助金以外の家賃助成を受けている場合は、その額を左記の補助対象経費の合算額から差し引くこと。 ② 同居人又は配偶者が家賃助成等を受けている場合も、①と同様とする。
(3) (1)及び(2)以外の経費で、区長が特に必要と認めるもの	※ 第4条の要件を満たす日数が1か月に満たない場合は、当該月は算定せず、翌月1日が本補助金の算定の基準日となる。